

安全衛生対策を効果的・効率的に進めましょう

－「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を踏まえて－

2006年4月、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく措置が努力義務化され、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（以下「RA指針」）が適用されました。

指針に基づく一連の取組のうち、特に「リスクアセスメント」の部分が取り上げられることが多いですが、指針では安全衛生対策の水準を向上させるための様々なポイントが規定されています。

このリーフレットでは、既にRA指針に基づく取組を開始している事業場を念頭に、安全衛生管理活動の有効性・効率性を一層向上させるため、指針のポイントを改めて紹介します。

RA指針に基づく取組の意義

RA指針が制定された意義として、次の3つが挙げることができます。

多様化する危険有害要因に対応

労働安全衛生法令上の最低基準の対象となる機械設備等だけでなく、職場の多種多様な危険有害要因に対して対策を講じること

トップダウンでより質の高い安全対策を指向

現場でのKY活動など個人による安全行動確保対策のみに委ねることなく、組織的に対策を実行すること。（機械の本質安全化、インターロック等の工学的対策など安全性の高い対策を優先的に採用すること。また、機械設備の製造・設計段階も含めた各段階で対策を検討・実行すること。）

重篤度と発生可能性の双方を考慮

多発している危険状態や危険事象のみに着目することなく、重篤度と発生可能性の双方を考慮して対策の優先順位を決定することにより、発生可能性が相対的に低い死亡等重篤災害リスクがあっても、それへの対応を疎かにしないこと。

関係ホームページ

リスクアセスメント等関連資料・教材一覧（厚生労働省HP）

リスクアセスメント実施支援システム
（厚生労働省「職場の安全サイト」）

リスクアセスメント（長野労働局HP）



“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”
長野労働局・各労働基準監督署

安全衛生対策レベルアップのためのチェックリスト

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を踏まえて取り組みましょう

確認事項		<input checked="" type="checkbox"/>
1	<p>非定常作業（臨時・突発的な作業）も対象にし、危険有害要因を洗い出して対応していますか？【指針7(1)柱書き後段】</p> <p>一般的に非定常作業はリスクが大きいことが多いと言われます。 このほか、死角や人・物の動線などのリスク要素も注意しましょう。</p>	
2	<p>対策を講じた後も残留しているリスクについて、暫定的な対策で終わらせず、リスク低減策をより効果的なものに切り替えを進めていますか？【指針10(2),(3)】</p> <p>特にリスクが大きいものを中心に、作業や設備の見直しが行われるタイミングを捉えたり、労働者の提案制度を活用したりし、更なる対策を講じましょう。</p>	
3	<p>想定される最も重い重篤度によりリスクを見積もって優先順位を決定していますか？【指針9(2)イ】</p> <p>過去に実際に発生した災害の重篤度でリスクを見積もると、過少評価になることがあります。</p>	
4	<p>計画段階においてもリスク低減措置を実施していますか？【指針5(3)】</p> <p>例えば、機械設備の製造・設計段階も含めた各段階で対策を検討・実行しましょう。建設業の工事計画・設計段階も同様です。</p>	
5	<p>ボトムアップによる取組も行っていますか？【指針4(1)エ、通知記4(5)】</p> <p>リスクアセスメントやリスク低減措置の検討までの過程については、作業内容を詳しく把握している職長等にも行わせるよう努めることが規定されています（一方で、リスク低減措置の決定と実施は、その責任を有する事業者において行うものと明示されています）。</p>	
6	<p>リスクの洗出しは的確ですか？</p> <p>特に労働災害発生頻度の低い事業場が安全衛生水準を向上させるためには、労働災害事例やヒヤリハットのみから災害リスクを洗い出すのではなく、危険源の洗出しを通じて未だ発生していない労働災害の防止を図る必要があります。</p> <p>重篤な災害に関するリスクは、発生可能性が低い事象も含め特定できるよう、特に合理的に予見可能なものが漏れないようにしましょう。</p>	
7	<p>現場でのKY活動など個人による安全行動確保対策のみに委ねることなく、組織的に対策を実行していますか？【指針10(1)、通知記4(5)後段】</p> <p>機械の本質安全化、インターロック等の工学的対策など安全性の高い対策を優先的に採用しましょう。</p>	
8	<p>不安全行動等の要因も考慮して対応していますか？【指針8(2)、9(3)後段、通知記9(4)ア～エ】</p> <p>安全機能等の信頼性や維持能力、安全機能等を無効化・無視する可能性、作業手順の逸脱、操作ミスその他の予見可能な意図的・非意図的な誤使用または危険行動の可能性を考慮することと規定されています。</p>	
9	<p>労働災害が発生した場合に、過去のリスクアセスメント結果に問題が認められるときは、リスクアセスメント結果を見直ししていますか？【指針5(1)オ（ア）】</p>	

【略記】指針・・・危険性又は有害性等の調査等に関する指針

通知・・・平成18年3月10日基発第0310001号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針について」